

運営会議(旧 まちの課題整理プロジェクトチーム)における
課題整理状況
(第32回 全体会 資料)
2019/5/21

ぶんさつ
分冊⑤
【相談支援】

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
8 (H24)	相談支援事業所でも障がい種別により相談を断られることがある。(東区8)	●相談員がすべての障がいについての十分な知識・経験を身につけるための環境整備を行う。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】 ・委託相談支援事業の相談体制について、平成25年度、相談支援部会でガイドライン策定を予定している。 ⇒相談支援部会でのガイドライン策定に解決を依頼する。 ◆まちの課題整理プロジェクトチーム事務局調査結果 さいたま市作成「さいたま市障害者相談支援指針」 http://www.city.saitama.jp/www/contents/1338026512198/index.html ◆岡本委員がまちづくりサポーター会議にて、サポーターからもらった意見。 ・自分がやれることも相談室をたよるのはどうか、岡本サポーターが、他のサポーターに意見を聞きました。 ・相談しても納得できない、どこかで安心できないので何度も同じ相談をしてしまうのではないのでしょうか。 ・自立支援協議会相談支援部会でも、相談員が忙しくて十分に話を聞けないこともあると聞きました。当事者として聞く部分を手伝えたらと思います。 ・知的障がいの場合、自分のことを分かっている相談員が安心です。不安になると相談室を使います。札幌の相談室では自分のことを分かっている相談室は場所が遠いので、隣町の相談室を使おうと思っています。	(り)がしくとのいけんこうかんけつか) 【東区との意見交換結果】 ・指定相談にも一般相談が増えてきている。相談支援部会にも指定相談が参加できるようにしてほしい。 ・指定相談にも委託相談並みでなくても、一般相談を取ったら報酬が必要。相談件数に応じた担保が必要。 【相談支援部会からの回答】 ・課題の提出から時間が経つ中で、委託の相談支援事業所で今はこのような課題が起きないことを確認し、平成27年度中に改訂される予定の要綱でも明確に。 【平成30年4月1日事業実施要綱改正】 ・障がい者ケアマネジメントについて改めて明記(第5条)。また、地域での適切な引継ぎや(第8条(3))、相談支援事業所の地域責任制(第8条(11))について明記された。 ※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。	主：相談支援事業

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
33 (H25)	相談支援事業所の数を増やしてほしい。また各事業所の相談員の数も増員して、もっと相談を行うことができるような環境にしてほしい。そのため相談支援事業所への補助（委託運営費）などを充実してほしい。（手稲区4）	● 相談支援事業所の充実
45 (H26)	札幌市立の幼稚園に通っているお子さん。児童相談所で発達検査をし、児童発達支援を勧められ、区の窓口で申請手続きを行った。そこで、利用計画が必要であることを含め説明を受け、相談支援事業所につながった。（相談14）	利用計画作成が必要となったことそのものがまだ周知されておらず、連携を図る前に、「なぜ相談支援事業所が連絡をしてくるのか」、「利用計画とは何か」、「なぜ利用計画が必要なのか」等について説明し理解を得なければ進められない現状がある。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】	【相談支援部会の結果】 相談支援部会として、平成27年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案にも盛り込んだ。また、委託相談支援事業改革推進プロジェクトとして検討した。 平成27年度から委託の相談支援事業所に増員等を開始。 ⇒常勤専任職員加算、有資格者加算の開始	主：相談支援事業
【課題整理済】 子ども部会へ情報提供	【相談支援部会の結果】 相談支援部会として、平成27年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案にも盛り込んだ。 その後プランに反映。 【相談支援部会からの回答】 ・子ども部会との連携の中で今後検討を進めていく。 ※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。	主：相談支援事業

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
47 (H26)	養護者からのネグレクトで卒後支援の学校が区役所に通報した。学校や作業所、相談支援事業所などがもともと関わっていたが、関係機関の参加がないまま対応の検討がなされた。(相談16)	障害者虐待防止法の施行後、札幌市の障がい者虐待対応マニュアルに沿って対応したケースがありました。フロー図では相談や通報、届出を区保健福祉部が受付た後、初動体制検討や調査などを経て「個別ケース会議」が開かれることになっていますが、このケース関わりのあった相談支援事業所をはじめ関係機関は参加しないで検討され援助方針が決まってしまいました。 関係機関が参加できるのはどのような場合で、誰が判断するのかを知りたいです。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が なに 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】	【相談支援部会の結果】 相談支援部会として、平成27年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案にも盛り込んだ。 その後プランに反映。 平成28年3月に、障がい者虐待防止ネットワークが設置。 【相談支援部会からの回答】 ・障がい福祉課で検討 【参考】 ・平成30年6月に「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における虐待の防止と対応手引き」一部改訂について厚生労働省より通知 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihoken-fukushibu/0000211205.pdf ・札幌市の障がい者虐待対応マニュアルについては、平成26年度改訂が最後となっている。	主：相談支援事業

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
49 (H26)	高等養護学校を来春卒業する生徒の保護者より、学校で卒業後障がい福祉サービスを利用する生徒については、計画相談支援が必要なため相談室へ相談するようアナウンスがなされ、事前の相談予約が入った。この相談を受けることで、保護者からの集中的な相談が懸念される。また単独のサービス利用者に対して、一つひとつプランニングしていくことは、相談室の体制上、現状では困難であり、複数サービス利用者の複雑なケースに対して相談支援が行き届かなくなる可能性が示唆される。一方で、保護者の気持ちに寄り添い、相談を受けられる所は確保しなければならない。(相談18)	高等養護学校を卒業する生徒が、卒業就職できない場合、卒業の進路として障害福祉サービスによる日中活動を利用するとなると、計画相談支援を利用する必要がある。そのため、卒業の計画相談支援の利用について事前に相談が保護者から集中する。学校や障害福祉サービス事業所の所在地、居住地にある相談室へ相談が集中してしまう。一度保護者の相談を受けてしまうと、保護者の口コミで利用できる相談室の情報が拡がってしまう懸念があり、相談室で受入れに躊躇している。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が なに 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】	【相談支援部会の結果】 相談支援部会として、平成27年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案にも盛り込んだ。 その後プランに反映。 ※上記とは別に、障がい福祉課において、高等養護学校としていこていそらだんしえんじぎょうしょ指定特定相談支援事業所の情報交換会を開催している。 【相談支援部会からの回答】 ・委託の相談支援事業所は自 区の相談を受ける事を確認したことで解消。 ※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。	主：相談支援事業

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
53 (H26)	計画相談を契約しても支給決定になったことが相談室にはわからない。支給決定があり、サービス受給者証が本人に送られても、相談室には連絡が来ないまま、サービスの利用が開始されていた。計画相談が案で止まってしまう。支給決定があり、サービス受給者証が本人に送られたら、相談室にも連絡が来るシステムがあれば安心。(東区25)	介護給付費等が決定になったことが相談支援事業所にも分かるようなシステムを考える。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
だれ 誰が なに 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】	【相談支援部会の結果】 相談支援部会として、平成27年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案にも盛り込んだ。 ※上記とは別に、障がい福祉課の計画相談支援担当に情報提供済み 【相談支援部会からの回答】 ・相談支援事業所に区役所から支給決定の連絡を入れるように市から区へ打診。 ⇒個別ケースによっては、送付先設定で相談支援事業所に送ることも可能。 (2015/9/1相談支援部会計画相談・地域相談懇談会) ※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。	主：相談支援事業

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
101 (H29)	他市町村では「計画案に沿った時間数」が認められていたが、札幌市では「支給審査基準」に基づいた支給量の時間数しか認められなかった。 具体的には、他町から転入してきた支援区分4の方でサービス等利用計画案に関わらず、「身体介護80時間→35時間」、「家事援助10時間→35時間」と変更になり、従来入っていたサービスが時間数の縛りを受け、入浴の回数を減らず、浴槽に浸かる時間を短くするなどのサービスの見直しをかけることとなった。【東区】	サービス支給決定にあたって、サービス等利用計画案が十分に反映される仕組みになっていない。利用者の事情に応じ、サービス等利用計画案を考慮した個別性、柔軟性のある支給決定が認められるようにしてほしい。 また、適切なサービス等利用計画案が作成できるようにするため、相談支援事業所による計画相談を拡充する必要がある。 【東区地域部会の意見】 利用者の個別ニーズに対応するためには、相談支援事業所、行政双方の専門性の向上が求められる。 サービス等利用計画案に係る検証については、障害支援区分等認定審査会の活用等も検討する必要がある。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】 ・支給審査基準はこの市町村にもあるが、札幌市の場合はその基準を超える場合の決定協議する場がないので、そのような協議をする場が必要。 ・相談支援部会としても、計画相談の推進について考えることになっているので、相談部会でも検討していく。 ・少なくとも必要だと言っても、基準通りの時間で決定される実態がある。 ※相談支援部会で検討	・全ての障がい福祉サービス の支給決定量の件ではない が、平成30年度より札幌市に て重度障がい者に必要な在宅 介護のあり方検討会が設置さ れ、重度訪問介護の個別的な 支給決定についても論点ひとつ となっている。	主：相談支援